資料４

平成３０年度の国民健康保険税賦課について（事務局案）

急速な高齢化や医療の高度化が進む中、志木市国民健康保険の財政状況は、平成２８年度決算ではおよそ△３億１，５００万円の実質的な収支であり６年連続の赤字が続いている。また、平成３０年度予算案（H29.12月現在）においても、３億円を超える不足が見込まれており、国民健康保険制度が独立採算により本来運営される主旨を踏まえると税率の引き上げはやむを得ないものと考えます。

また、国民健康保険制度の創設時とは地域社会の実情が変化している中、賦課方式においても見直す必要があり、より公平な保険税を負担いただくことで適正かつ安定した国民健康保険を運営すべきものと考えます。

一方で、納税者の方々に相応の保険税負担いただくためには、平成３０年度からの制度改革の仕組みが透明性のあるものでなければならないと考え、税率等の改正の時期については慎重に見極めていきたい。

１．応能割合・応益割合について

　　低所得者への負担を配慮しながら、現状の７：３を維持する。

２．賦課方式について

　　埼玉県国保運営方針に従い２方式とする。ただし、適用については税率改正と併せて行う。

３．適用税率について

　　平成２９年度末までに作成予定の「赤字解消計画」に沿って、現状の課題点が整理された県提示の「標準保険税率」へ向けた適正な税率への引上げについて、平成３１年度賦課を視野に引き続き検討を重ねる。

４．賦課限度額について

　　平成３０年度課税より、法定限度額（医療分54万円、支援分19万円、介護分16万円）に引き上げを行う。